

平成26年度第2回岩手県子ども・子育て会議  
支援計画部会

日時:平成26年9月12日(金)

13:30~15:00

場所:岩手県民会館 4階第3会議室

## 1 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、定刻を回りましたので、ただいまから平成26年度岩手県子ども・子育て会議支援計画部会（第2回）を開催させていただきます。

私は、子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、出席者のご紹介ですけれども、2回目ということでございますので、省略、割愛させていただきますけれども、資料の出席者名簿のところをごらんいただきたいと思います。2枚目でございます。

本日は山本委員ご欠席となっております。あと五十嵐委員もご欠席でございますけれども、代理として鏑洋高副会長様、本日お見えですので、ご紹介いたします。よろしくお願いいたします。

このことによりまして、本日の委員総数10名のうち8名ご出席、代理出席1人、計9人ということでございまして、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例5条4項において準用する4条2項の規定によりまして、会議が成立しております。このことをご報告いたします。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承よろしくお願いいたします。

## 2 あいさつ

○高橋少子化・子育て支援担当課長 開会に当たりまして、子ども子育て支援課総括課長、南からご挨拶を申し上げます。

○南子ども子育て支援課総括課長 皆さん、お疲れさまでございます。子ども子育て支援課の南でございます。まずもって、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の支援計画部会、2回目の部会となるわけではありますが、前回の部会におきましては来年度から施行されます子ども・子育て支援新制度に向け、県が策定する計画について国が示す指針に基づいて計画の構成案というものを前回ご提示させ

ていただきまして、これについて皆様方からさまざまな観点からのご意見等を頂戴したところでございます。

本日は、前回のご意見等を踏まえるとともに、現在市町村が策定を進めております計画の内容をも盛り込みながら、県としての計画案をお示しさせていただくこととしておりまして、加えて今後この計画案をもとにして県民の意見を計画に反映させるためのパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。委員の皆様のご意見をもとに新制度を市町村と一体となってより計画的に推進していけるよう県の計画を策定してまいりたいと考えておりますので、どうか本日は忌憚のないご意見賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議 題

(1) 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（案）

(2) その他

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、早速ですが、3の議題に入らせていただきます。

条例第5条4項におきまして準用する3条2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、以降の進行を大塚会長にお願いをいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○大塚健樹会長 それでは、暫時議長のほうを務めさせていただきたいと思っております。

それでは、次第に従いまして議題に入っていきたいと思っております。まず、最初の議題1といたしまして、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（案）ということで事務局からご説明よろしくお願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、私のほうから資料1というものにつきましてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

いわて子どもプラン（仮称）（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画）としてございます。これは本来、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画をこの分科会ではご検討いただくのですけれども、大きないわて子どもプランの中にこの計画を位置づけるということにされていると前回ご説明した枠組みの中でつくっていくと

いうことになっております。

めくっていただきまして、具体的な計画の内容ということになります。まずは1番、区域の設定と。区域設定の趣旨とあります。読ませていただきます。区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいますということになってございます。少しわかりにくいということなものですから、下のほうに点線で参考ということで解説を述べさせていただいております。国のほうで作りました基本的な指針というものがございまして、この中で、3行目でございますけれども、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画におきましては、市町村が定める区域を勘案して教育・保育の量の見込みの提供体制の確保及びその実施時期、これを定める単位となる区域を定めるものということとされております。

現在、市町村におきましては区域の設定を検討中という段階でございます。そういったものの情報を我々のほうでいただきまして、こちらで踏まえまして県の設定区域を設定したということになります。

(2) の設定区域の内容というところであります。県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となりますとしてございます。市町村単位を1区域とするということの理由につきまして、二重線の箱の中でご説明しております。

先ほど申し上げましたとおり、県内の市町村が設定する教育・保育提供区域、こちらにつきましては当該市町村全域を1区域とするところ、これが半数を超えてございます。中には市町村を幾つかの区域に分けて通学というのでしょうか、通園というのでしょうか、こういった区域というのが少し市町村広いので、これを区域に分けて考えますという市町村さんもございますけれども、過半におきましては市町村全域を一つの区域として需給の調整をしていこうという考え方をしておるという情報をこちらのほうでいただいております。

また、児童が他の市町村の教育・保育施設に通う広域利用と申しますけれども、こちらにつきましてはほとんどの市町村において見られるところでありまして。ただ、広域利用の率を具体的に聞いてみますと1割以内、数人というところからゼロ人というところもございますけれども、多くても1割をやや超えたところというところ

ところで、1割を超えたところは3市町村のみでございました。広域利用は、境界のところではされておるのですけれども、こういった部分につきましては区域を2つの市町村を1つの区域として考えるまでには至らない程度の広域利用の状況だというふうに判断してございます。

また、改行してございます、参考資料の1をごらんいただきたいと思います。資料の末尾にございます。最後から3枚目、参考資料1というところであります。左側が表になってございます、左側の表が他市町村の居住者が自市町村の施設を利用すると。市町村名が並んでおりますけれども、ここに例えば盛岡市さんであれば9,605人、自市町村の施設を利用させるのは9,605人でありましてけれども、そのうち周りの他の市町村から入ってこられる利用者数というのが355人いるということです。利用の割合というのが3.7%になっております。こういう数字であります。これを縦に見ていきますと、利用の割合のところでは10%を超えているのは滝沢市さんの1カ所という形になります。右側が、今度は逆に自市町村の居住者が他市町村の施設を利用すると。そうしますと自市町村の居住者の利用者数は盛岡市さんの場合は9,579名ですけれども、そのうち他市町村への利用者数というのが329人いるということです。ですから、他市町村への利用者の割合は3.4%、こういったところを見ていきますと、やはり10%を超えますのは滝沢市さんと矢巾町さんと田野畑村さん、この3つということになるということで、相互の利用は進んではいるのですけれども、区域として2つの市町村を1つにまとめるまでの量ではないというふうに考えてございます。

また資料のほうに戻っていただきまして、二重線の「理由」でございます。「また」以下でございます。また、現設定区域は教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることから、供給過剰の市町村と供給不足の市町村で1つの区域を設定した場合には、供給過剰の市町村に施設が設置されれば供給不足の市町村に施設整備ができなくなることから教育・保育ニーズへの適切な対応ができなくなるおそれがあるというふうに考えております。2つの市町村で設定しますと、片方で需要があれば隣の市町村に施設を建てるということを認可しなくてはいけなくなるということになっております。そうしますと、本来の需要のあった市町村のほうでは施設をこれ以上建てられなくなってしまふ、将来的にそういうおそれがあるということで一つ一つの市町村を区域にするという考え方につながって

いくということでございます。このためということで、県としましてはこれら広域利用の実態や市町村が定める区域等を総合的に勘案し、市町村の単位を1区域と設定させていただきます。

2ページでございますけれども、設定区域の状況ということでございます。これは改めて33の市町村になるというところを計画として市町村名を挙げまして、盛岡市区域、宮古市区域、大船渡市区域というふうな33の区域にするということでございます。

次に、2としまして各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期という点でございます。

(1)は、各年度における教育・保育の量の見込みでございます。文章では、各年度における設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表のとおりとしますというふうにしてございます。今回別表のところにつきましては、おつけしてございません。今市町村さんのほうで教育・保育の量の見込み、実際に使いたい需要ということになりますけれども、こちらを保護者の方々からアンケートをとるなどにより集計をしている最中ということでございます。今回の会議にはまだ数字を上げるに至りませんでしたので、文章表現と算定の考え方、二重線のほうでございますけれども、こちらのほうをご説明させていただきます。「この数値は」とございます。市町村が住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用規模、保護者の就労状況に関する調査を実施し、その結果に基づいて算出した市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育量の見込みを集計したものですとございます。現在その計画を市町村さんで立てておるというところでございます。9月の末に国のほうで一旦それを途中の集計をしたいということでございますので、それに向けても市町村さんつくっておりますし、実際には来年3月までにこの計画をつくるということでございますので、その間で確定した時点でこちらのほうでも数字をいただきまして、計画に上げるということにしたいと考えております。

(2)でございます。実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は別表のとおりとしますとしてございます。こちらも同様でございます。算定の考え方ですが、市町村では地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、国が定めた待機児童解消加速化プランに基づき平成29年度末までに量の

見込みに対応する特定教育・保育及び地域型保育事業を整備、実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。その考え方に基づいて算出した市町村子ども・子育てにおける実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期の数値を集計したものを県の数値としていますということになります。平成29年度と申しますのが国のほうで待機児童解消加速化プランというものをもう既に始めておりまして、待機児童が出ている市町村はこのプランに入ることですさまざまな補助を有利な形で得ることができるということになっております。そういったものの目標年次というのが29年度にございますので、この計画は実際に27年度から31年度までの5年間の計画ですけれども、その中間年次である29年度、ここに向けて先ほどの量の見込み、需要に対する施設の整備であるとか、小規模保育であるとか、そういった受け皿の確保といったあたりを市町村さんは計画してくるということになってございます。この計画につきましても現在計画中ということでございますので、現計画の考え方だけを述べさせていただくということになっております。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容ということであります。この子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と申しますのが、いわゆる認定こども園の整備状況ということにつながってございます。それで、(1)としまして県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期ということで、こちらの設置時期は、これも別表のとおりとしますというふうにしてございます。算定の考え方は、幼稚園、保育所の意向を踏まえて設定していますということにしておりまして、これも現在幼稚園、保育所におきまして認定こども園に来年4月から5年間の間にどのような時期に移行していく希望があるかというアンケートをとっております。また、各市町村のほうでもそういった自分の計画の中にこれを入れようということ考えておりますので、こちらの意向が明らかになるまでいましばらく数字が出てこないということになってございます。

(2)であります。幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方ということあります。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労

状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえまして、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じ、その普及を図ってまいります。そのため、県は幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、移行手続等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。また、幼保連携認定こども園は、認可手続を簡素化した制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みますということを書かせていただいております。認定こども園の移行への支援、認定こども園の普及に関する県の基本的な考え方ということでございますので、ご案内のとおりですが、認定こども園は幼稚園と保育所のいいところを総取りしたところで……、総取りといいますか、両方を兼ね備えた施設として平成18年度から導入されております。ここに入った子どもたちは、親御さんの就労形態が変わって働かなくなったことによって、例えば保育園に行けなくなって別の遠くの幼稚園に行かなくてはならないといったようなことがないと、同じ園の中で幼稚園教育に準じての教育を受けることができるといったようなメリットを持ってございます。逆に働くことになったので、保育園に行かなくてはならないということで全然知らない子どもたちのいる保育園に移るといった必要がなくなる、同じ園の中で認定こども園に入ることができるというようなメリットがございまして、こういったところにつきましては、移行の考えがあるところには県として支援をしていくということになっております。

また、最後の2行のところでございますけれども、認可手続を簡素化したというふうでございますが、これまでは幼保連携の認定こども園、特に幼稚園の認可を取って、保育所の認可を取って、その上で県の幼保連携認定こども園の認定という3つの許可というのでしょうか、そういった手続をしなくてはいけなかったものから、こういった手続をしないで県に認可申請をすればそれで取れるというような形に来年の4月から改正されることになってございます。こういった認可手続の簡素化といったことが普及に拍車をかけるのではないかとございまして、そういったことを踏まえまして、そういった考え方も普及しまして、認定こども園の普及ということを進めていきたいと考えております。

(3)でございます。幼稚園教育と保育士の合同研修に対する支援。本県におきましては、これまでも園長等管理協議会研修等、幼稚園と保育園の合同研修を実施



してきているところですが、今後におきましても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まることから同研修の充実に努めますということでもあります。特に指針の中で幼稚園教諭と保育士の合同研修に対しての支援を記載せよということですので、岩手県におきましては従前から教育委員会を中心にしまして幼稚園教諭と保育士一緒に研修を受けさせていただいているといったような実情がございまして、これをさらに進めていくという考えでおります。

(4) であります。教育・保育の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及びその推進方策ということでもあります。教育・保育の役割、提供の必要性の基本的考え方ということで、まずはアでございます。乳幼児期の発達には連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

イとしまして、推進方策というようになってございます。おのおの子どもや子育て環境の置かれた状況、地域の実情を踏まえまして、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を推進していきます。また、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには保護者以外に幼稚園教諭、保育士、子どもたちの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図ってまいります。また、施設設備等の良質な環境の確保に努めていきます。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保、向上のためには適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行ってまいりますということでもあります。ここにつきましては、基本的な考え方としましては乳幼児期の発達、連続性を有するものであると、あと個人差が大きいということで、これに応じた支援をしていくという考え方を述べておりますし、推進方策につきましては、それを取り巻きます教育・保育の専門性の向上という点に重点を置きまして、不断の改善努力を図っていくということになっております。評価につきましては、新制度の中では外部評価の導入といったようなこともございまして、各幼稚園、保育所のほうではそういった適切な外部による評価ということをやりながら自分の園の教育・保育につきまして改善を図っていくといったことになってございますので、こういったことも推進してまいりたいと思

っております。

(5)でございます。教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携の推進方策であります。アとしまして、連携の推進方策、こちらは教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の連携の推進方策ということでございます。質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められております。また、地型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みますとしてございます。

イでございますけれども、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策ということですが、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても十分配慮することが必要です。保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みますとしてございます。

アのほうは、教育・保育施設は幼稚園、保育所、認定こども園と地域型保育事業ですので、こちらは例えば小規模事業でありますとか、事業所内保育でありますとか、こういった事業を実施される方々との連携ということでもあります。小規模事業、例えば零歳児から2歳児まで小規模事業であるとか、事業所内保育を行った場合には3歳児のところからは今度は幼稚園、保育所、認定こども園に円滑につないでいくといったようなことで3歳以降の受け皿になるということで、連携施設というのを小規模事業者はこれから決めていくということが新制度の中では決められております。これまではばらばらにやっていたのでしようけれども、そういった施設の連携ということを図ることで次の園との連携というのがしっかりできるということと、現在小規模事業者の中でやっている事業につきましてもさまざまな教育

上の配慮、協力というのを連携施設である幼稚園、保育所からいただきながら進めるといったような進め方をするということになってございます。

イにつきましては、小学校との連携ということで、これまで保育と言っていたものが教育・保育というふうになります。幼稚園の場合は、これまでも小学校と強い関連性を持っておったわけですがけれども、保育につきましても教育・保育という内容で、特に認定こども園におきましてはそういった学校教育基本法上の教育といったことを実現するということになっておりますので、そういった面で小学校との連携というのをこれまで以上に強めていくということとされております。

5 ページをお開きください。特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上ということでございます。(1)として、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保ということであります。質の高い特定教育・保育の事業提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業所は人材の確保に努めますと書かせていただいています。県は、岩手県保育士・保育所支援センターを保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育士等に従事していない、いわゆる潜在保育士の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。また、職員給与の改善等、処遇改善を図り、働く魅力を感じ、働きたい職場環境の構築を図ります。さらに、県内の保育士養成施設及び公共職業安定所等との連絡会議を通じ、相互の連携を図り、就業の促進に努めます。また、幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭につきましては、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要ですがけれども、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間である5年間での取得を促進してまいりますとしております。

(2)としまして、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込みということであります。これも表の欄としましては、27年度から31年度までそれぞれの職種におきまして人数ということなのですが、これ施設の確保の方策と関連してまいりますので、現在のところ人数等はまだ入れられない状態でございます。

6 ページでございますけれども、(3)、資質の向上のために講ずる措置ということで、特定教育・保育事業に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。また、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向

上については、市町村が実施する研修等の支援を行いますとさせていただいております。

(1) の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保ということで、従事者確保ということなのですが、岩手県保育士・保育所支援センター、こちら福祉人材センターの中に昨年10月に設置させていただいております。こちらの業務というのはまだ緒についたばかりですが、十分に浸透していただいて、多くの保育士の方々、潜在保育士の方々にこちらのセンターの所在を知っていただいて活用していただきたいということでございます。平成25年度からは職員給与の改善事業というのが国の事業が開始されておりまして、県内でもそういった事業に参加して改善をしていただいている保育所が数多くあります。こういったところを引き続き改善の事業を続けていくということと、あと新制度に入りまして、制度の中でも保育士の処遇改善ということが図られることになってございますので、こういったものを通じて処遇改善を図って、魅力ある職場として、それ以外の職場に行っていらっしゃる方に戻ってきていただくということになっております。

あと最後の幼保連携型認定こども園の併有、免許資格の併有についての要件緩和ということですが、本来であれば2年なり3年なり、そういった養成施設に行き免許を取らなければいけないのですが、いずれかの免許を有している方については8単位ということで、取り方、期間もかかるのでしょうけれども、その1年以内の8単位というようことで新しい免許を取ることができる、資格を取ることができるというのが5年間ございますので、この期間に従事者の方々にはそういった準備をしていただいて、資質を向上していただいて、教育・保育の担い手になっていただくという考え方でございます。

6ページの(3)でございますけれども、こちらは市町村、先ほどの合同研修を始めまして、さまざまな研修、保育士研修、あと幼稚園の教諭の研修、こういったものを準備してございますので、さまざま県としても実施してまいります。あと市町村事業でありますそういった小規模事業でありますとか、家庭的な保育に従事する方々の研修というのは、これ市町村でやっていくこととなりますけれども、こういったところの研修の支援といったことも図ってまいりたいと思っております。

大きな5番でございます。子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に

関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携ということ  
です。(1)として、児童虐待防止の対策の充実、ここからは県として専門的な知識  
を有するといったようなものを利用して……、利用といいますか、活用しま  
して、子どもに対しての支援を行っていくという内容になっております。児童虐待  
につきましては、児童虐待から子どもを守るためには発生予防から早期発見、早期  
対応、子どもの保護、支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない  
総合的な対策を講ずる必要があります。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の  
関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要であ  
るから、次の取り組みを行いますというふうにしてございます。

アとしまして、児童相談所の体制の強化になります。児童虐待防止対策の中心と  
なる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要ということでありませ  
るので、児童相談所の児童福祉士等の適正な配置を図るとともに研修などによる専門  
性の向上、スーパーバイザーの養成に努めます。また、虐待対応専門チームにより  
迅速、適切な対応に努めますと。2つ目としまして、一時保護所につきましては、一  
時保護委託も含めて社会的養護体制の整備の動向を勘案し、問題のある児童への個  
別対応ができるような居室の確保等、機能及び体制の充実に努めます。

イとしまして、市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進。1つ目として、児  
童相談所と市町村、その他の関係機関との適切な役割分担を図るため、児童相談所  
は広域振興局、市町村、児童福祉施設、学校、教育委員会、警察並びに医療機関、そ  
の他の関係機関との連携の強化に努めます。2つ目として、関係機関と連携し、県  
が策定した児童虐待防止アクションプランに基づきまして児童虐待の未然防止か  
ら早期発見、早期対応、相談対応機能の充実、再発防止に取り組むこととしており  
ます。7ページですけれども、市町村や児童家庭支援センターが児童虐待を初めと  
する児童相談に適切に対応できるよう、指導相談所において市町村への巡回支援の  
実施や個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会の活動を支  
援します。

ウとしまして、妊婦や子育て家庭の相談体制の整備ということでありませ  
す。1つ目は、児童虐待の発生予防のため、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対  
する相談体制の強化について支援します。2つ目としまして、医療機関と市町村との  
連携及び情報共有によりまして養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭に対する市

町村等の取り組みを支援します。

エとしまして、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証。児童虐待による死亡事例の重大事例について検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じますとしております。

以下、続けてご説明をします。(2)ですが、社会的養護体制の充実とあります。社会的養護の体制整備につきましては、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応しまして、質、量ともに充実を図る必要があります。このため、社会的養護はできる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として社会的養護、里親及び小規模住居型児童養育事業における養護をいいます。を優先するとともに養護施設、これは児童養護施設や乳児院等における養護をいいます。もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。具体的には今後15年で社会的養護の形態、これ児童養護施設、乳児院、里親につきましては全ての児童養護施設と乳児院を小規模グループケア化するとともに本体施設、グループホーム及び里親等をおおむね3分の1ずつの割合にしていくことを目標にして、必要事業量を設定するとともに次の基本的な方向性について社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指しますとさせていただきます。

次の方向性ということですが、1つ目は家庭的養護の推進であります。(ア)として里親委託等の推進ということで、家庭的な養育環境を充実するため、里親委託については委託率を設定しまして、里親への委託を推進します。里親支援については、児童相談所が中心となりまして、市町村や児童養護施設等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業も促進します。

(イ)としまして、施設の小規模化及び地域分散化の推進でございます。児童養護施設及び乳児院が策定した家庭的な養護の推進に関する計画に対する技術的な助言を行うとともに県が策定した家庭的な養護の推進に関する計画に基づき本体施設、グループホーム等の整備について地域の実情に即した取り組みを推進するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築、改修や運営に関する経費について支援します。

大きなイとして、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成であります。虐待を受けた子ども等の安定した人格形成、精神的回復のため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等、職員配置の促進など専門的ケア体制の整備や期間的職員研修への参加等、施設職員の技術向上のための取り組みを支援します。2つ目としまして、岩手県福祉人材センターなどを活用しながら社会的養護の担い手となる施設職員の確保について支援するとともに施設職員の資質向上を図るための研修の充実を図ります。

大きなウとしまして、自立支援の充実であります。児童養護施設や児童自立支援施設退所児の相談援助や就労支援など自立に向けた支援の充実を図るため、施設退所児が気軽に相談できるような雰囲気づくりについて支援します。それとともに今後の利用見込み等の動向を踏まえながら、自立援助ホームの整備の必要性について検討してまいります。

エとして家庭支援及び地域支援の充実であります。家族支援機能を強化するため、児童相談所と児童家庭支援センター等、関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに虐待の再発防止や家族再統合に向けた保護者への指導、支援を推進します。地域支援の充実のため、施設による地域の里親等への支援や子育て短期支援事業等を活用した子育て家庭への支援を促進します。

大きなオとして、子どもの権利擁護の推進であります。1つ目が子どもの権利擁護の強化を図るため、いわてこどもの権利ノートを活用しながら子どもの権利の重要性の周知を図るとともに被措置児童等虐待、施設に措置されている児童の虐待の防止について施設職員等に徹底するなど被措置児童等虐待に関する措置及びケアの質の向上のための取り組み等を進めます。2つ目が岩手県被措置児童虐待マニュアルに基づきまして、被措置児童虐待に関する通告や届け出の受け付け、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等について適切に対応します。3つ目がケアの質の向上を図るため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取り組みを促進するとともに福祉サービス第三者評価の受審を支援しますということです。

(3) としまして、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進であります。母子家庭及び父子家庭、ひとり親家庭と申します。の自立支援につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び岩手県ひとり親家庭等自立

促進計画に基づきまして相談機能の充実、就業支援の推進、子育て支援、生活支援の推進、養育費の確保の促進、経済的支援の推進を中心として総合的な自立支援を推進しますとさせていただきます。

アとしまして、相談機能の充実ですけれども、ひとり親家庭の自立に必要な相談指導に対応するため、広域振興局に母子・父子自立支援員を配置しまして、資質の向上のための研修を行うとともに家庭訪問や関係機関と連携した地域に出向いた相談事業を実施するなど相談機能の充実を図ります。ひとり親家庭のためのハンドブックを作成し、配布するとともにインターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用し、就業や子育て支援サービスの施策や各種相談機関の周知を図ります。また、市町村や岩手県母子父子寡婦福祉連合会、岩手県社会福祉協議会等におきましても必要な情報発信ができるよう支援します。

イとして、就業支援の推進です。母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による職場開拓や公共職業安定所、商工関係団体、市町村等と連携し、就業相談や就業支援を推進します。2つ目としまして、自立支援、教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施しまして、教育訓練講座の受講費用の一部助成や資格取得のための養成機関に在学する間、給付金の支給を毎月行うことによりまして、就業に必要な技能や資格習得を支援します。

ウとしまして、子育て支援・生活支援の推進です。仕事と子育ての両立支援の充実を図るため、保育所への優先入所、保育ニーズに対応した保育所の整備、ファミリー・サポートセンター事業の拡充等を促進します。一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う日常生活支援事業の活用を推進します。

エとしまして、養育費の確保の促進になります。子どもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員による相談活動を実施します。また、養育費相談員の研修によりその資質の向上を図ります。弁護士による無料法律相談を県内各地で実施し、専門的な相談支援を行うとともに養育費相談や法律相談に関する普及啓発を図り、その利用を促進します。

オとして、経済的支援の推進です。ひとり親家庭の自立や子どもの修学等のため、母子父子寡婦福祉資金の活用促進や生活福祉資金の情報提供を図るとともに、ひとり親家庭への児童扶養手当を適切に支給します。2つ目として、ひとり親



家庭の父母や子ども等が適正な医療を受けられるよう、医療費の一定額以上の自己負担額に対して助成を行うことで健康保持と福祉の増進を図りますとしております。

(4)でございます。障がい児施策の充実等であります。アとして養育支援ネットワークの構築とございます。障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会養育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。また、岩手県立療育センターと他の医療機関との機能連携を推進し、ネットワーク内の医師の協力・連携による医療体制の構築を図ります。

イとして、施設入所サービスの提供体制の確保であります。障害児入所施設については、各地域でニーズに対応した療育が受けられるよう、入所児童等のニーズの動向を注視しながら定員数の調整を図るとともに重症心身障がい児への対応について、岩手県立療育センターが中核となり、入所施設や医療機関との連携による支援ネットワークの構築を図ります。

発達障がい者への支援体制の整備であります。発達障がい者支援センターの研修等を通じまして、関係者の専門性の向上を図るとともに県民への普及・啓発に努めてまいります。

最後、エとしまして、特別支援教育の充実。特別支援学校が地域の学校等から指導や研修についての相談・支援の要請に応じることができるようセンター的機能の充実を図ります。ここまでの専門的な県の知識を活用した取り組みということになります。

6番につきまして、また最初の大きな段落の市町村子ども計画に関連したところにまた一旦戻りまして、ここから任意記載事項、指針の中では、県で書いたほうがよいと、書いてもよし、書かなくてもよいと、任意とされた部分でございます。県としましては、こういった部分も重要ということで記載をしていくべきというふうに考えて今回記載をさせていただいております。まず、6としましては市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整ということで、子ども・子育て支援事業計画作成時の調整であります。アとしまして、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たりまして、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われ

ている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容、実施時期について関係市町村と調整を行いますということです。

イとしまして、県はということで当該市町村間の調整が整わない場合、こういったこと等が必要な場合において地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。この調整の方法として、次の（ア）、（イ）のような形で、調整を必要とする市町村が県に調整を求める文書を提出いただき、県が関係の市町村と調整の場を持つというような形にしたいと思っております。原則は市町村が関係市町村と調整を行うということで済むのであれば、これで調整ということになりますし、調整が合わないということになれば、県が間に入って調整をする、お手伝いをするといったことを規定しております。

（２）であります。特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整であります。市町村長は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき、また変更しようとするときは、あらかじめ知事に協議を行うということにされております。この協議の方法について、次の（ア）、（イ）のようになります。（ア）以下の通りとするということで、（ア）と（イ）のように規定しようというものです。まず、（ア）として市町村は、子ども・子育て支援法施行規則第27条、第29条の規定に定める事項を記した文書をもって知事に協議を行うものとします。（イ）として、県は当該教育・保育施設が所在する区域における教育・保育の提供体制の確保の内容に留意して協議を行うということであります。協議の方法につきましては、既に子ども・子育て支援法の中に事項を記した文書と指定がございますので、こちらのほうに準じていただくということを表記するものです。

7番でございますが、教育・保育情報の公表ということです。県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法人や特定教育・保育施設の基本情報について、県ホームページを通じ、公表しますということで、幼稚園、保育所、認定こども園はもとより小規模事業などこれまでどういった方が運営しているのかよくわからないといったような不安もあったところですが、市町村が給付する施設につきましてはこういった情報を県が一括してホームページで公表するといったことを示したいと思っております。

8番であります。労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携。(1)としまして、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しであります。

アとして、各種セミナーの開催、ワークライフバランスの普及啓発に努めます。イとしまして、育児休暇、子どもの看護休暇等、職場環境づくりに取り組む企業の拡充を図ってまいります。ウとして、県の関係部局との連携、女性の就職支援協議会への参画、国の労働局といったところと十分な施策の連携を図ってまいります。

(2)として、仕事と子育ての両立のための基盤整備というところであります。保育所の運営費に対して引き続き支援を行います。また、適切な保育が実施されるような必要な指導を行ってまいります。認定こども園に対する政府の情報提供などによりまして、施設の整備、あと既存の施設の円滑な移行について支援してまいります。特にゼロ歳から2歳までの待機児童が増加しておりますので、こういった待機児童の解消を図るため、小規模保育事業等を促進してまいります。保育士の確保につきましてもは処遇改善、勤労環境の整備ですね、誤字であります、勤労環境の整備を支援するとともに保育士・保育所支援センターなどの人材の確保に努めてまいります。放課後児童クラブを初めとします地域子ども・子育て支援事業を支援してまいりますということで、女性の仕事と子育ての両立のための基盤を整備していくという考え方です。

9番として、この計画の期間ですけれども、27年度から31年度までの5年間というふうにしたところでございます。

10番で、当計画の達成状況の点検評価でございます。県は、各年度におきまして、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況、こちらにつきましても点検評価して、その結果を公表するということをやっていきたいと思っております。また、市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなど、市町村が計画を見直した場合、こちらにつきましてもは県の見直し状況を踏まえ、必要な場合には県計画の変更をしていきますということで点検、評価といったところにつきましても記載することにしてございます。

長くなりまして、申しわけございませんが、以上で説明を終わらせていただきます。

○大塚健樹会長 どうも長い文章、中身のご説明をいただきましてありがとうございます

いました。

かなり盛りだくさんの計画案になってございますので、少し区切りながら委員さんからご意見、ご質問いただきたいと思います。

まず、1ページから6ページの5の子どもに関する専門的知識の前のところまで、(3)の資質の向上のために講ずる措置のところでは皆さんのほうで何かご質問、ご意見ありましたらよろしくお願ひいたします。

私のほうからで恐縮なのですが、市町村の見込みの集計というのは少し県のほうには上がってくるのでしょうか、もう少し時間がかかるのでしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長 今現在の国への報告の関係で数は上がってきているのですけれども、やっぱり先ほど説明があったように31年度までの5カ年の計画でありますけれども、29年度までにはそういう待機児童を解消するという大まかな国の方針が出ておるのです。そうしますと、その29年度以降にあっては需要と供給のバランスが、需要より供給のほうを上回るとか、それ以上にならないわけなのですが、そういったところの数字がまだ十分精査されていない市町村もあつたりするものですから、そういったところは整合性がとれるようにこれから市町村のほうに対しても私どもから助言をしていきながら数字を整理していかなければならない。その作業が今後もう少しかかりそうだということですので、直近だと10月1日までには何とかそういう方向で数字を詰めていければというふうに思っております。

○大塚健樹会長 わかりました。ありがとうございました。

そのほか皆さんのほうから何かないでしょうか。

藤本委員お願いします。

○藤本達也委員 3ページの幼保連携の真ん中のところなのですけれども、こども園の認可手続の簡素化というのがあるのですけれども、これというのは特例期間の5年間だけではなくて、例えば平成32年4月以降にうちもやりたいというときにはその簡素化はずっと続いていくのでしょうか、やっかいになって面倒くさくなるようなことになるのですよね。

○大塚健樹会長 よろしくお願ひいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 基本的には今回の法律改正によって、施行が来年4月1日施行となれば、幼保連携型認定こども園は、先ほど担当のほうから説明

があったように、今までは2つの認可と1つの認定という3つの行政処分が必要だったのですが、1つの認可だけで済むという形になりますので、今後その法律が改正されない限りは、31年度以降もずっとその形で推移していくものと思います。国の今の方針といたしましても今後そういう幼保連携型の認定こども園を可能な限りふやしていきたいと、そういう方向性にありますので、その簡素化を図ったということはそういう趣旨もありますので、それは恐らく今後とも維持、継続されるものと考えております。

○藤本達也委員 例えば国が計画して、どれぐらい認定こども園、これが満たされた場合に、簡素化をまた前のようにやってやりにくくなるということはないのかなという懸念があるのですけれども。

○大塚健樹会長 お願いいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 国は認定こども園を全国で2,000カ所とかそういう目標値は設けておったわけなのですが、今のお話ですと確かにそこまで計画が達成したときに、ではどうするのかという話はあるかもしれませんが、ただ基本的に法律の中でいろんな見直しを図っていくということは、国民の利便性の向上というか、そういったあれを目的としてやっているわけですから、その流れに逆行するような手続を複雑化するという法律改正というのは、立法趣旨上は多分あり得ないと思いますので。ただ、これはあくまでも憶測で恐縮です。ただ、そういうふうな形で法律というのはつくられておりますので、そういう逆行するような流れには恐らくなっていないのではないかとこのように考えております。

○大塚健樹会長 そのほかございませんか。

橋本委員。

○橋本有紀委員 4ページの(5)番のイのところ認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策とありますが、2行目の後ろのほうに「放課後児童健全育成事業を利用できるよう相互に連携を図ることが必要です」と書いていますが、小学校と認定こども園、幼稚園、保育所とが連携をしても、放課後の健全育成事業を利用できるようにすんなりいかないというか、ここに例えばこの言葉を入れていただかないと、学校は学校、幼稚園、認定こども園があって、また別物ですよ。育成事業を利用できるようにその部分で連携を図っても、ここに小学校等との連携でなく、放課後児童健全育成事業等とかという言葉が入らないと連

携されないという気がするのですけれども、意味わかりますか。

○大塚健樹会長 はい。

○南子ども子育て支援課総括課長 ちょっと確認です。イのそのタイトルのところに「小学校等」となっているところの……

○橋本有紀委員 「等」だけでいいのですかと。

○南子ども子育て支援課総括課長 「等」でくくらないで、もっと具体的に明示したほうがいいのではないかと。

○橋本有紀委員 はい、「等」だともう小学校としか何となく感じなくて、盛岡のほうの子ども・子育て会議でも学童保育の情報が保育園に行って聞いてもわからないし、学校に聞いてもわからないし、やっぱり直接聞かないとわからないという話が出ていて、情報が行かないというのがあるので、本当にわからないと思うのです。連携されてないような実態になっているということなので、そこがうまく連携できるような文面にならないかと思うのですけれども。

○大塚健樹会長 タイトルのところに「小学校等」と……

○橋本有紀委員 「等」だと「等」に含まれるのでしょうかみたいな、また違いますよね。

○大塚健樹会長 小学校放課後児童健全育成事業との連携みたいな形のほうがありがたいなというような趣旨でしょうか。

○南子ども子育て支援課総括課長 今のご指摘の内容につきましては、私ども行政の用語としてこの「等」を非常に多様化する傾向があって、多分県民の皆様には誤解というか、ご理解いただくには難しい部分があるかと思えます。タイトルを余り長くしてしまうとあれなので、タイトルを縮小して「等」でくくって、そしてその説明書きの中でその「等」の内容の内訳を具体化、明示化していくというのが一般的な私どもの行政のパターンでありまして、そういう趣旨からも今回はタイトルのところには「小学校等」というふうに「等」でくくったのですが、その文章の中で小学校との連携も必要ですし、また放課後児童健全育成事業を利用できるように、そういう連携も必要ですということで、「等」の中には放課後児童の関係も入っていますよということを明示はしてあるのですが、さわさりながらやはりそういった中でも小学校だけではなくて、やっぱり放課後児童健全育成事業というものが非常にウエートが高いのだというふうな、そういうご意見でもありますでしょう

し、そういったところは表現としてちょっと長くなるかもしれませんが、そういう形で個別にやっぱり重要なものだから前面に打ち出さなければならないという、そういうまたあれがあるのであれば、そういうことも加味しながらちょっと内部で検討させていただきたいと思います。

○橋本有紀委員 小学校というと教育委員会というくくりなのかなという認識で、そこに含まれているのかどうかわからないし、読んだ方もどういうふうになるのかなというふうにちょっと思ったものですから。

○大塚健樹会長 済みませんが、ご検討方よろしく願いいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 はい。

○大塚健樹会長 ほかにございませんでしょうか。

藤本委員。

○藤本達也委員 細かいことなのですけれども、6ページの真ん中よりちょっと上のところなのです、(1)、児童虐待防止対策の……

○大塚健樹会長 まだです、その手前で区切らせていただいて、次の中で。

○藤本達也委員 済みません、次にします。失礼しました。

○大塚健樹会長 済みませんが、次のときよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか、5ページ、6ページの上段のところになります。

両川委員お願いします。

○両川いずみ委員 子どもプランということの計画書なので、こういうふうなことをやっていきますよということの一番大きな項目を挙げていただいたということですね。これの次の具体策みたいものは出てくるのでしょうか、それは計画でこういうふうにします、こういうふうにしますというだけで、例えば実際に連携するのに具体的にどういうふうにするのかなというふうにちょっと思ってしまうのですけれども、それは計画の中には入らないで、それは具体的な実施行動みたいところに、今のは項目だけのお話だと思うのですけれども、これの次に具体的なものは出てくるのかどうか。

○大塚健樹会長 お願いいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 今ご指摘いただいたものは、まさに今は文言だけで、あとはそれを具体的に推し進める上で例えば計画、こういう事業があって、それが例えば計画的に何年度にやって、その進捗状況とか目標値、計画値に対して

どれくらい達成したかとか、そういう形のものが見えてこないのか、そしてまたそういう計画に事業を落とし込んでいくのかというお尋ねだと思うのですが、今私どものほうでこういうふうな形で整理をさせていただいたのは、国の法律に基づいて子ども・子育て支援法に基づく県計画ということで整備をしているわけで、まず必須事項と任意的記載事項ということで整備したものですので、まず国に求められているのはこの文言だけの計画を今求められているということで、具体的な事業とかということについては今のところ、国のほうで法律上は求められていないというのは事実でございます。

ただ、お話があったのは、これはあくまでも子どもプランの一部であろうから、これらが子どもプランの中の事業に具体的に今後落とし込まれていくのかという形に多分なるのだと思います。その際に、ちょうど今年度子どもプランの見直しの時期に入っているわけですが、今子どもプランの中に事業を上げてはいるのですけれども、その中にこの事業全てが入っていくかどうか、これからまたちょっと整理をしなければならないとは思いますが、多分数が結構な数になると思いますので。ただ、この中にありますようにちゃんと評価、検証していきますということがありますので、その評価、検証する事業といいますか、項目をどの程度のくくりであるのか、再事業ごとに見ていくのか、ある程度もう少し大きな項目で見ていくのか、そういったところは少し今後の検討をさせていただければというふうに思っております。

○両川いずみ委員 方針と項目を見て、こういうふうに進んでいくというのはわかるけれども、ただそれがちゃんとした具体的に見えないと絵にかいたもちになってしまうみたいな、とても厳しいことを言うかなと思っていますけれども。

○南子ども子育て支援課総括課長 そのとおりだと思います。

○大塚健樹会長 よろしいですか。

○両川いずみ委員 具体的には徐々に出てくると。

○大塚健樹会長 現段階では整理をしているということでご理解いただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚健樹会長 よろしいでしょうか。あと最後にまた全体を通じてお諮りしたい



と思います。

それでは、続きまして、6ページの5から11ページの6の前まで、特別支援教育の充実のところまででご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

はい。

○藤本達也委員 さっき先走ってお話ししてしまいましたけれども、今度また手を挙げさせていただきます。6ページの(1)、児童虐待防止対策の充実というところの4行目なのですけれども、細かいことなのです、つまらないことだと思っていたでもいいのですけれども、「また、福祉、保健、医療、教育」のところに「保育」というものをぜひ入れてほしいのです、「保育」という言葉もですね。児童虐待というのは、保育の現場からも発見とか、そういうようなこともやっていますし、教育の中に入るのかなと思うのだけれども、すごくそのところですね。

○大塚健樹会長 どうぞ、お願いします。

○南子ども子育て支援課総括課長 私どもの認識とすれば、基本的に「保育」という定義を今委員はどういうふうに捉えていらっしゃるかあれなのですけれども、通常保育といえば、例えば保育サービスとか、保育所とかということで、保育所は例えば児童福祉法の中の施設の一類型とかと考えていけば、通常は福祉の中で保育というものを範疇という認識で私どもは使っているのですけれども、また福祉とは別なイメージの保育というような、何かそういう定義にといいますか、そういう概念で捉えるべきというか、そういうお話でしょうか。一般的には、私どもは保育と言えば福祉の範疇に捉えているのです、一般的にはですよね。ただ、それとまた違う概念というか、定義みたいなのがあるとすれば、そういった部分も踏まえて検討はしなければならないと思います。

○藤本達也委員 そこまで深いことではないのですけれども、県のほうで福祉の中に含まれているということで「保育」を忘れてくれていたいのであればよろしいです。

○南子ども子育て支援課総括課長 忘れてはいません。

○大塚健樹会長 よろしいでしょうか。

○藤本達也委員 はい、納得しました。

○南子ども子育て支援課総括課長 済みません。

○大塚健樹会長 ほかにございませんでしょうか。

両川委員。

○両川いずみ委員 5ページのところなのですが、特定教育というのは、済みませんが、よくわからないのですが、前に戻っていただいて5ページです。

○大塚健樹会長 5ページですか、(2)のところですか。

○両川いずみ委員 あちこちに出ていますけれども、特定教育というのは何か特定されているのですか。

○坂本洋委員 認定こども園です。

○両川いずみ委員 認定こども園ですか。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 新しい制度になりますと市町村が幼稚園、保育所、認定こども園を確認するというような行為を一回やりまして、確認したところに給付をする。その方々にさまざま支援をお願いすることになっていきますので、確認しない施設もあるわけなので、例えば幼稚園さんだと新制度に移行しないという判断もできますので、そうすると市町村の確認が入らない幼稚園と入る幼稚園と出てきてしまうので、ここに挙げるところは市町村が確認を行って、施設型給付という新しい制度のもとの給付を受けるといような施設といような、そういう意味合いになります。

○両川いずみ委員 それで特定教育と。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 はい、小規模保育なんかもたくさん認可外の施設があるのですけれども、その中でこの給付に参加しますといったようなところを市町村が確認したと、認可みたいなものですけれども、確認したというところだけがこういう施設になるということになっております。

○大塚健樹会長 ほかにございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚健樹会長 それでは、ないようでありますので、11ページの6から13ページの10のところまでご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

藤本委員。

○藤本達也委員 細かいことなのですが、10ページの(4)のところ、私はいつもこだわっているところなのですが、アのところでは「障がい児」の「がい」と平仮名ですよね、イのところの「障害児入所施設」というのは、今でもこの「害」という字が使われているのですか、漢字ですか。

○小川障がい保健福祉課担当課長 「がい」の字を漢字を使うか、平仮名を使うかというものは、岩手県のほうでは、基本的には県の施策とかで使う分には平仮名にしましょうと、「害」という字はちょっと議論があるので。ただ、漢字で使っているのは法律上定められた、例えば法律名であるとか、法律で定めた施設名、施設種別、これは法律に明記されているものですから、そこはやむを得ずというか、漢字を使わせていただいております。

○藤本達也委員 ですから、「障害児入所施設」はこの漢字でいいのですね。

○小川障がい保健福祉課担当課長 はい、法律で定められている施設名称ですから漢字を使わせていただきます。

○藤本達也委員 つまらない基本的な質問をしてしまいました。わかりました。

○大塚健樹会長 ほかにございませんでしょうか。

高橋委員よろしくお願いたします。

○高橋千代子委員 釜石市の高橋です。私たち市町村のほうでも計画づくりがあるので、やっぱり「等」とか「支援する」という言葉を多用しているようなところがあって、幾らかでもわかりやすくということで、今意識しながらつくってはいるところではあります。

それで、今度支援員という名称で従事する学童の先生方なのですが。その支援員の方々については、どういう資格を持っていても県が行う研修を受けないとこの支援員という立場にはならないようなことが書いてあるのですが、このプランを見ると、6ページの(3)の上から3行目のところにはこういう事業に従事する者の資質の向上については市町村が実施する研修等の支援を行うというふうに書いてあるし、あとは12ページのところ、大きな9番の上のところには県は放課後児童クラブを初めとする地域子ども・子育て支援事業を支援する、充実を図るというふうには書いてあるのですが、本来、県が行うとされる事業についてはどこかの段階で実施するというふうに明確に書いてもらえないものかなというふうに感じました。

○大塚健樹会長 よろしくお願いたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 学童の関係の支援員の研修制度とか、それについては都道府県は、都道府県知事が行うとたしかあれには載っていたのです。ですから、それについては来年度以降の当初予算なりなんなりで反映をさせていく形にはなるのですけれども、今の話は支援ということではなくて明確に計画の中にそう

いったことを県がやっていきますとか、主体性を持って書いてくれという話だと思いますので、若干そこは文言表示については改めてまた内部で検討させていただきたいと思います。実際にやれる、やれないの問題もありますので、あとは県がみずから実施主体となってやる場合と、あるいはそれが研修事業とかが委託でも可能という解釈があるのであれば、それを委託もある団体とかに委託しながらそういう研修をやってもらうということもあるので、そのときの表現の仕方とかによって変わってきますので、そこはちょっと表現についてはもう少し精査をさせていただきたいと思います。

○大塚健樹会長 はい。

○高橋千代子委員 プランとはちょっと離れるかもしれないのですけれども、各自自治体で家庭的保育者だとか、今度の放課後学童の支援員ですとか、各市町村が研修を行う、例えば放課後学童のほうでも24時間の研修を行うというふうになっていきますし、家庭的保育のほうでも結構な時間数の研修を行わなければならないのですが、それを自前でやるのは非常に困難です。それで、業者とかに委託してできるような柔軟な事業として計画していただければ助かるなと思います。例えば盛岡でだけ研修やるとなると現場はぎりぎりの人数というか、体制で学童とかやっていますので、その中から例えば20時間の研修を受けるために通ってくるのはほぼ不可能に近いのかなというふうに思っています、そういうところを各地区に配慮していただけて柔軟に実施できるように検討していただければありがたいなと思いました。

○南子ども子育て支援課総括課長 ただいまのご意見の趣旨を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○大塚健樹会長 ほかにございますでしょうか。

両川委員。

○両川いずみ委員 今自分のところにかかわっているところの例えば地域子育て拠点施設にかかわるスタッフたちの質の向上というところで、今やった専門性だとか、そういったことで、どこかにちらっと子育て支援の質の向上がうたわれているのですけれども、ほかのところでも今お話伺ったように研修が義務づけられているとすると、そういった地域子育て拠点施設にかかわる人たちもやっぱり同じようにそういったある程度のレベルを上げていく必要があるのかなとちょっと考えたりしているのですが。

○大塚健樹会長 よろしくお願ひいたします。

○南子ども子育て支援課総括課長 これまでの内閣府、国のほうから出されている資料を見る限りでは、そういう研修の義務づけというか、あれが求められているのはそういう小規模保育であったりとか、あとは学童の関係であったりとか、それについては小規模保育なんかは市町村長が実施する研修、それを委託する。それから、学童の場合には都道府県知事が行う研修を修了した者、そういったあれがあるのですが、地域子育て拠点施設の関係でそういう支援員というか、職員の資格要件というか、研修とか、そういったものが求められるかというのは、これまでの国の出されている支援の中では、恐らくないのではないかと考えています。

○両川いずみ委員 資料のほうだとそういった資格の話が出ていたり、ただ施設自体は本当に共助というか、普通の方たちが一緒にやっていくというのが一つの趣旨が見えてきているのと、あとただその人たちが本当に専門性が必要な方々を対象にしなければならない現実も出てきているので、そのところはまだ緩やかに考えていてよろしいですね。

○南子ども子育て支援課総括課長 現行制度上は、そういう形で資格要件を付与された形にはなっておりませんので、そういう意味では幅広くいろんな方々に参画いただける拠点というふうな、そこでいろんなボランティア形式であったり、いろんな形態でもって参画できるような、言葉は悪いのですが、まさに緩やかなという、そういう形の施設の位置づけということになると思います。

○大塚健樹会長 ほかにございますか。

「なし」の声

○大塚健樹会長 もしよろしければ、また全体を通して何かご質問、ご意見等ありましたら。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 資料で説明を落としたものがございます。参考資料の2という部分、一番最後から2枚目の資料でございますけれども、第1回のご発言につきましての当日ご回答申し上げたこともあるのですが、そうでなかったものもありましたので、まとめさせていただきましたということで簡単にご説明をさせていただきます。

在宅児童の支援ということで在宅の子どもたちに対する支援についても盛り込んでほしいということでございました。これについては、地域子ども・子育て支援

事業というような内容がこれに当たりますので、計画の中でもこれを示していきたいということで今回反映してございます。

あと待機児童解消に向けて計画で保育士確保について担保してもらえればいい、もしくは担保があって載せるのかというご質問ございました。保育士の確保につきましても、先ほど計画の4のところですが、確保方策、資質の向上というようなことで記載させていただきました。確保に努力するということであります。今後生まれる子どもの数も考慮してほしいというふうなご意見もございました、そういったものも量の見込みというものの中では各市町村さんの中で見込んで今後の計画を立てていく、5年後の零歳児という部分もいろんな数字を駆使して数を考えて確保対策を立てていくということにさせていただきます。

養成校の卒業生の県内就職というあたりでは、県内就職、県外に行く人数が多いわけではないけれども、連絡会議等をやりますして県内就職というのを進めてまいりたいというふうに書いてございます。

あと保護者への周知ということで、パンフレットの配布などをしてほしいということでした。これにつきましては、パンフレット、県広報媒体等で周知に努めさせていただきます。

免許更新制度の周知ということで、面談をしても免許更新をしてない方がいるということのご指摘ございましたが、県教委さんのほうにも確認しましたけれども、ホームページ等、さまざまな手段を使って周知をこれまでもしていますが、周知をしていきたいという課題意識を持っていらっしゃるということでございます。

あと幼稚園のみなし認定制度の周知ということで、新制度への何もしないとのみなし認定になりますよということも周知してくださいというようなことでございました。意向調査というのを実施しておりますので、そういったところを通じて周知をさせていただいておりますということでもあります。

これにつきましても前回の対応でございますけれども、何かありましたらお願いいたします。

○大塚健樹会長 これも含めまして、皆さんのほうから。よろしいでしょうか。

「なし」の声

○大塚健樹会長 特にないようですので、その他になりますが、資料2の今後のスケジュールのご説明お願いいたします。

○高橋少子化・子育て支援担当課長 それでは、最後のページ、資料2をお開きください。本日9月12日ということで、子ども・子育て支援事業支援計画の欄、右側の欄でございますけれども、計画部会の2回目を開かせていただいております。現在のをベースにしまして、パブコメに入りたいと。ただ、パブコメに行きますには少し数字のほうも必要になりますので、そういったところを少しこちらのほうで検討させていただきます。9月24日ですけれども、子ども・子育て会議ということで親会議のほうを開かせていただきまして、いわて子どもプランのほう、こちらのほうとあわせて向こうの方でご審議いただくということにしたいと思っております。その後、パブコメを経由しまして、11月にまたこの計画部会、現在の予定では親会議、子ども・子育て会議と一緒に日もしくは合同でというふうなことを考えてございます。こちらにつきましては、日程等をまた別途お知らせさせていただきたいと思っておりますので、まずは9月24日、10時からということでございますので、よろしくお願いいたします。

○大塚健樹会長 ありがとうございます。

全体を通しまして、その他ございませんでしょうか、大丈夫でしょうか。

○藤本達也委員 聞き足りないことがあったのですが、ひとり親の方の、またもとに戻りますけれども、養育費の確保とか、経済的支援というものを挙げていますけれども、そのほかにも障がいを持った親の方のこともターゲットにしてほしいのです。ひとり親の方たちには養育費の確保とか、経済的支援をやっていくことを中にうたっていますけれども、障がいを持った親御さん。

○南子ども子育て支援課総括課長 ひとり親ではなくて、障がいを持った大人と。

○藤本達也委員 障がいを持った大人の健全な子どもさんでもいいですし、障がいを持った子どもさんでもいいですけれども、そういう人たちのことも広く支援をしてほしいなど、その辺もターゲットの中にお願ひしたいと。

○南子ども子育て支援課総括課長 今回の子どもプランは、基本的に子どもの支援であるとか、子育ての支援という解釈であれしていますので、そういう意味では10ページのところには障がいを持った子どもの施策、子どもを主体とした施策ということではありますが、いわゆる障がいを持った大人の方となれば間接的にはもしかすると子どもの支援とか、子育ての支援になりますね、やっぱりね。障がいを持った親御さんでもやはり子どもさん、子育て支援というのがありますね。そうですね。

○藤田委員 はい。ここの中にうたわなくても県のほうでそのことも頭の中の片隅に意識していただければ、私が発言したかいがあるのかなという気がします。

○南子ども子育て支援課総括課長 承知しました。

○藤本達也委員 反映しなくても。

○小川障がい保健福祉課担当課長 大人の関係の障がいの関係につきましては、障がい者プランというのがあります、大きな施策の方向性として県で定めておるものがございます。これは今現在、一昨年ですか、見直して計画期間中で実行している。あとそれにあわせて具体的なサービス量とか施策のボリュームとか内容を定めているものが障がい福祉計画というのがある、今第3期ですが、それが今年度までで3期が終わります。来年度からまた3カ年の計画をつくると、ことしはそれをつくる年度となっておりますので、大人の障がい者に対する施策の部分につきましては、こちらのほうでは定めさせていただくということをご理解いただければというふうに思います。

○南子ども子育て支援課総括課長 行政の悪い癖で縦割りがあるものですから、縦割りごとのまた計画にもなっている、なかなかそういった部分がこちらからリンクとれない部分があるかと思うのですが、県全体で見ればそういう意味で分野ごとではそういう施策はきちんと対応しているということでもあります。

○藤本達也委員 安心しました。時間が3時までまだあるもので、くどくて済みません。

○大塚健樹会長 逆にお気づきの点ありましたら、現場でご苦労なさっていると思いますので。

よろしくをお願いします。

○坂本洋委員 せっかくの会議出席ですから、部会協議内容の感想をいいますと、今回の子ども・子育て支援計画そのものは、大きくは量の拡大、充実ということと、もう一つは質の向上・担保、改善ということが大きな柱だと思うのです。

本日の支援計画案説明では、量の拡大、充実は割と計画的なものとしてはできると思いますが、質の向上、改善というところは、恐らくこのレジュメ（支援計画第1期案）6ページのところにある、先ほどの資質の向上のための措置として、市町村が実施する研修等の支援を行うとかになるでしょうが、具体的にこのような部分、児童虐待防止、社会的養護体制の充実、母子や父子家庭への自立や障がい児童



策へのアプローチ等々、そういったようなことをこの中に盛り込み進めることは、そうとう面倒なプランになるだろうと思っております。

感想、感じとして、私が実際にそういう新計画の中で、今後あるべき認定こども園をやっていくということについて、質の向上、改善というのは、難しさはそこにあると思っているところでございます。

○南子ども子育て支援課総括課長 ご感想ということではありますが、今委員ご指摘のとおり、今回の支援計画の中で目玉になっていくのは、どれだけ今後教育・保育サービスを必要とする子どもさんがどれだけ出てくるかという量の見込みと、あとはそういう施設とか、あるいはいろんな在宅、いろんなところで保育していくための施設とかが供給がどれくらいあるかというところが一番大きいところであります。当然確保策の中には今委員ご指摘のように量を確保するだけではなくて、その中の質を向上させるという部分も当然あるわけで、そういったことを行っていくために国としても今回消費税の増税分の財源を充てて、それでその質の向上というものに充てていくと明言しているわけでありまして。ですから、今の感想に対して直接的なお考えになるかどうかはあれなのですが、例えば5ページ目とかに、ここで特定教育・保育、そういったものを行う者あるいは従事する者を確保するというところで、これは数を確保することも質の向上につながりますし、また単に数を確保するに当たっては当然処遇改善、給与とかそういう待遇を改善していくということも質の向上につながってまいります。そしてまた、その下、(2)のところにあるように今後こういう職種ごとの方々を計画的に増員していきますと、これの質というか、量といえども量かもしれませんが、そういったものも含めながら、あとは研修とか行いながら質の向上を高めるというのと、実は確保方策でも量と質の部分の両方をあわせ持った計画にしているところであります。なかなかその辺を明確に打ち出せていないということのご指摘かなと今伺いましたので、その辺のところをもう少し何か施策として県として取り組むべきものがある場合にはそういったことをまた見直すような、そういう考え方をいたしております。

○大塚健樹会長 施設の研修の義務がありますから、大変だと思いますが、よろしくお願いたします。

それでは、ほかになれば以上で議事のほうは閉じさせていただきたいと思いません。ご協力ありがとうございました。

では、事務局にお返ししたいと思います。

#### 4 開 会

○高橋少子化・子育て支援担当課長 本日は長時間にわたりまして、ご議論いただきまして本当にありがとうございました。

以上をもちまして、2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。